

案

物品売扱契約書

- 1 物件名および数量 乗用自動車（マツダ オフロード A B A - J M 2 3 W） 1台
- 2 契約金額（車両本体価格） ¥ _____
未経過分自動車重量税相当額 ¥ _____
未経過分自賠責保険料額 ¥ _____
リサイクル料金 ¥ _____
- 3 契約保証金 ¥ _____
- 4 物件所在場所 岩手県久慈市夏井町大崎 14-12
- 5 代金納付期限 令和 年 月 日（契約日から 20 日以内）
- 6 物件引渡期限 代金納入から 15 日以内
- 7 特 約 条 項 別紙「暴力団排除に関する特約事項」のとおり。

上記の物件について、

売渡人 分任契約担当官 三陸北部森林管理署久慈支署長 十川 尚久 を甲とし、

買受人 を乙とし、

おのおのの対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び次の条項によって売買契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約書の証として本書2通を作成し、当事者双方記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和 年 月 日

売渡人

岩手県久慈市夏井町大崎 14-12

分任契約担当官

三陸北部森林管理署久慈支署長 十川 尚久 印

買受人

住所

氏名

印

条 項

- 第1条 乙は、この契約により生ずる権利または、義務を甲の承認を得ないで第三者に譲渡または継承させてはならないものとする。
- 第2条 乙は、この契約を履行することについて、売買契約上、必要な慣行に属する事項またはこの契約に関して疑義が生じた場合は、甲の指示に従うものとする。
- 第3条 1 乙は、契約保証金（入札額に消費税額を加算した）を納付しなければならない。
2 乙が代金を納入しない場合、契約保証金は国庫に帰属する。
- 第4条 1 乙は、契約書に定める代金について契約の翌日から起算して20日以内に甲の指定する方法により納入しなければならない。
2 前条の契約保証金のうち現金をもって納付されたものについては、代金に充当されるものとする。
3 乙は、納付期限までに甲に代金の全部又は一部を納付できないときは、その未納分（前項の場合は、契約保証金相当額を含む）に対し納付期限の翌日から納付の日までの日数につき年3.0%の割合で計算した金額を延滞金として甲に納付しなければならない。
4 前項により代金及び延滞金を納付した場合においては、延滞金から順序に充当するものとする。
- 第5条 1 甲は、乙から代金が納付された日から15日以内に当該物件を引渡すものとする。
甲から乙に物件の引渡しが完了した時点をもって所有権が移転したものとする。
2 引渡しは、物件所在場所において行ない、当該物件の運搬手配および運搬については、乙の責任で行うこととし、その諸経費は乙の負担とする。
3 引渡し後に発生・判明した事由については、甲は一切の責任を負わないものとする。
4 名義変更等の手続きが完了後は車検証の写しを甲に提出するものとする。
- 第6条 乙は物品に「東北森林管理局」、林野庁マーク並びに「安全で豊かな国土を創る治山」と表示されているステッカー類を剥離するものとして、剥離後は甲にその写真を提出するものとする。
- 第7条 甲は、乙が次の各号の一に該当する場合は、この契約の全部または一部を解除することができる。この場合、乙は違約金として当該解除にかかる金額の100分の10に相当する金額を甲に支払わなければならない。
(1) 乙が契約上の義務を履行せず、または履行する見込みがないと甲が認めたとき。
(2) この契約に関し、乙が不正行為をなしたと甲が認めたとき。
(3) 乙が天災、その他不可抗力によらず契約の解除を申し出たとき。
- 第8条 本契約において、特に金額が明記されているものを除き、違約金、延滞金等、率で表されているものについては、全て消費税等が加算された総契約金額を対象とする。
- 第9条 この契約書に定めていない事項については、必要に応じ甲、乙協議のうえ定めるものとする。
- 第10条 1 この契約について紛争を生じた場合は、第三者の調停により解決するものとする。
2 前項に規定する第三者については、甲、乙協議のうえ選定することとする。

別紙

暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲（発注者をいう。以下同じ。）は、乙（契約の相手方をいう。以下同じ。）が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人、である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 乙は、第1条の各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 乙は、前2条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。）、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(再請負契約等に関する契約解除)

第4条 乙は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が再請負人等の解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約

を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第6条 乙は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力をを行うものとする。